

第5回高山市農業委員会議事録

会議の日時 令和5年10月25日（水） 午後1時30分より

会議の場所 久々野支所1階 多目的室

会議に附した議案題目

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第 1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報第 4 号 | 農地所有適格法人の報告等について |
| 日程第 4 | 議第 31 号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第 5 | 議第 32 号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 6 | 議第 33 号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 7 | 議第 34 号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について |
| 日程第 8 | 議第 35 号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の買受適格証明願に意見を付する件について |
| 日程第 9 | 議第 36 号 | 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について |
| 日程第10 | 議第 37 号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第11 | 議第 38 号 | 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について |
| 日程第12 | 議第 39 号 | 農用地利用集積等促進計画（案）について |
| 日程第13 | 議第 40 号 | 高山農業振興地域整備計画（情勢の推移）の変更について |

○本日会議に出席した委員（議席順）

黒木 義弘、上堀 昌也、鴻巣 明久、川上 富之、清水 直喜、野尻 真人、
白畑 切詞、田村 信彦、陣出 通子、大面 正紀、東野 満浩、丸山 浩一、
森田 高見、田中君代、垣内 常宏、辻 直司、牛丸 和久、平井 浩成

○本日会議に欠席した委員

小井戸 寿尚

○本日会議に出席した職員等

事務局長：林篤志、振興主事：高山緑、農地主事：森真哉、書記：三野島孝、
小洞雅喜、畜産課長：松井ゆう子、農地相談員：木戸脇良昭

職務代理	<p>ただいまより第5回高山市農業委員会を開催いたします。 本日、議席番号17番の小井戸寿尚委員より欠席報告を受けています。 本日の出席委員は、19名中18名で農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。</p>
会長	<p>改めまして皆様こんにちは。各地域の農業情勢の掌握を行うのにブロック研修会時に、各JA支店の支店長に同席をしてもらうことについてJAの組合長に了解を取りました。事務局で各支所と調整を行い、また、会長自身の日程も考慮いただき、JAも参加を呼びかけ、ブロック毎の意見交換会を早く進めてほしいです。 今月は、総会案件が長くかかりそうなので、通常総会➡協議会➡研修会の振興順序を通常総会➡研修会➡協議会の順序に変えて進めてほしいです。</p>
職務代理	<p>皆さんのご協力をお願い申し上げまして本日の挨拶にさせていただきます。どうかよろしくお願ひします。 ありがとうございました。</p>

それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。
会長が議長を務め、進行いただきます。

議長 日程第1 議事録署名者の指名について を議題とします。
議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がありませんので、指名をさせていただきます。
議席番号 11番 東野満浩委員と12番 丸山浩一委員を指名します。

議長 日程第2 会期の決定について を議題とします。
会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

議長 日程第3 報第4号 農地所有適格法人の報告等について を
議題とします。
事務局の説明を願います。

森
農地主事 今回は5法人について報告します。
農地所有適格法人につきましては、4つの要件がございまして、
①法人形態
②事業要件
③構成員要件
④役員要件
について、報告を受けた資料により総合的に確認しております。
(各案件について、法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有
無、農地の耕種面積、経営状況を説明)
以上1件について報告いたします。

議 長 続きまして、日程第4 議第31号 農地法第3条の規定による
権利移動の許可について を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

三 野 島 今回は、6件の上程です。
書 記

それでは農地法3条の申請の説明に移ります。

本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し地目、面積、権利取得理由、使用貸借・売買・交換の別、貸借にあつては存続期間を説明)

以上、6件 田畑 11筆 5,054.00 m²についてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定します。

続きまして、日程第5 議第32号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

三 野 島 今回は、4件の上程です。
書 記

最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一

般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

(案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明)

以上、4件 田畑10筆 1,035.06 m²についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します

続きまして、日程第6 議第33号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件についてを議題とします。

事務局の説明を願います。

三野島 今回は、17件の上程です。

書記 当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外であることを確認しておりますので報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨を説明)

以上、17件 田畑38筆 19,084.53 m²についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

野尻委員 いくつか既転用の案件があり、始末書を添付した上で受理していると認識しているが、例えば、農振外でも農振内でも同じ様式で同

じ対応なのか。
農振エリアで比較的最近の転用もあるため確認したい。

森 農地主事 既転用については、農振外でも農振内でも始末書は同じ様式もの
です。始末書などによって、状況や経緯を確認し、それに応じた対
応を取っています。農振の除外状況、周辺の営農状況などから大き
な問題がないと判断した案件について上程しています。

議 長 その他、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目
的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意
見を付することに決定します。

続きまして、日程第7 議第34号 農地転用許可後の事業計画
変更の承認申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

三 野 島 書 記 今回は、1件の上程です。

(案件について、計画の変更内容を説明)

以上1件 他1筆 445㎡について、ご審議をお願いします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意
見を付する件については許可相当として意見を付することに決定
します。

続きまして、日程第8 議第35号 農地法第5条の規定による
権利移動の上使用目的変更の買受適格証明願について を議題と

します。

事務局の説明を願います。

三野島書記 本日は1件の上程です。当申請については農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の買受適格証明願によるものです。

この件は、裁判所が競売に出している物件で農地が含まれる場合、入札参加資格を得るためその証明を求めるものです。

あくまで、参加資格を証明するだけで、申請者が落札した場合は、改めて、5条申請による転用許可が必要となります。

(申請人が、適格証明を求める農地の転用内容について確認したことを説明)

以上1件 田1筆 568 m²について、ご審議をお願いします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の買受適格証明願に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第9 議第36号 現況農地でないものの証明願について を議題とします。

事務局の説明を願います。

三野島書記 今回は、2件の上程です。

非農地証明は、農地法に規定された農地または、採草放牧地でない土地であることの証明を行うもので、非農地となってから20年以上経過しており、証明書は公的機関による家屋登記簿や課税証明等です。

(案件について、スライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、認定を求める地目、面積、確認した証明書の種類と記載されている

年を説明)

以上2件、ご審議をお願いします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、現況農地でないものの証明願に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第10 議第37号 農地利用集積計画の決定について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

小 洞 本日は2件の上程です。当申請については農業経営基盤強化促進
書 記 法第18条第3項による要件に該当しております。

(各案件について(受人ごとに)認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期間及び新規・更新の別を説明。)

以上、田 2筆 183.00 m²についてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農用地利用集積計画の決定については、承認といたします。

続きまして、日程第11 議第38号 農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

小書	洞記	<p>本日は2件についての上程です。</p> <p>農地中間管理機構である借人は 貸付候補農用地等リストに基づき田畑 現況農地の土地等 5筆 6,030.00 m²について、新規賃貸借権を設定するものです。</p> <p>以上ご審議をお願いします。</p>
議	長	<p>ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について、承認とします。</p> <p>続きまして、日程第12 議第39号 農用地利用集積等促進計画（案）について を議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
小書	洞記	<p>今回は5件についての上程です。</p> <p>(認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期間を説明)</p> <p>以上、5件についてご審議をお願いいたします。</p>
議	長	<p>ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、農用地利用集積等促進計画（案）について、承認とします。</p> <p>続きまして、日程第13 議第40号 高山農業振興地域整備計画（情勢の推移）の変更について を議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
小書	洞記	<p>この議案については、情勢の推移による変更で、毎年1回見直しを行うものです。本年は、通常的一般管理による案件で編入1件、</p>

畑 山林 原野 4筆 17,231.00 m²について、編入を上程しています。

次に、用途区分の変更 5件、12筆 5,743.28 m²について、用途区分の変更を上程しています。

次に、除外 18件、田 畑 39筆 25,258.00 m²について、除外を上程しています。

次に除外不可 4件、田 畑 5筆 3,331.00 m²について、除外不可を上程しています。

最初に変更の概要説明を行い、その後一般管理案件について説明（各案件についてスライドを活用し、位置、場所を写し、地目、面積、目的等を説明）

以上、合計 28件についてご審議をお願いいたします。

上堀委員 今回除外不可の案件が1件出ているが、四ヶ村用水地区に含まれているため、除外ができないとの説明がありましたが、いつの時期なら可能か。

小書 洞記 今回の案件は、四ヶ村用水の受益地区に含まれています。工事は入口部分のみの工事ではありますが、受益地が新宮町から下林町の農用区域になり、該当受益者からも承諾をいただき工事を行っています。そのため、該当者にも工事完了後8年間農振除外できないと説明しご理解をいただいております。今回の案件は、農家住宅・分家住宅など、一般管理で農振の除外ができる目的以外のため、令和8年度末まで除外するのに制約がかかります。

平委 井員 農振の用途変更で農作業所を建てた場合、建物の中にトイレとか台所を併設した場合はどうなるのか。

小書 洞記 施設の給排水の審査などまちづくり条例の範疇となるため、所管課への協議が必要となります。

白畑委員 山の中に農地が存在する場合は、どうなるのか。

小書 洞記 農振法は農地を守るとして昭和44年施行され、当時の台帳地目の農地はほとんど農振法の定める農振農用地に含まれました。

以後、現状が農地でなく山林化している場合など、除外申請がされてきましたが、今後見直し等を検討していきます。

林
事務局長 農振農用地の緑の区分の区域には、既に現状とかい離しているところがあり、市内には農地が山林化し年数が経過している箇所もあります。
山林地域で農地に戻らない農地については、農振を除外する方向で意向調査を行いながら、令和7年度には農用地の新しい農振整備計画を定めていく予定です。農業委員の皆様の見解も取り入れながら市の農振整備計画を進めていきますので、よろしくお願いします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、高山農業振興地域整備計画（情勢の推移）について、承認とします。

議 長 以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

(発言なし)

それではこれもちまして、第5回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後3時00分 終了

議 事 録 署 名 者

鴻巣 明久 議長

東野 満浩 委員

丸山 浩一 委員
